

第13章

専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

第13章 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

●定義

専用水道 : 自己水源で、101人以上の者に生活用水を供給するもの又は一日最大給水量が20 m³を超えるもの

貯水槽水道 : 水道水のみを水源とし、受水槽や高置水槽などに貯めて給水するもの

簡易専用水道 : 貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10 m³を超えるもの

小規模貯水槽水道 : 貯水槽水道のうち、簡易専用水道以外のもの

飲用井戸 : 水道法の適用を受けず、井戸水等によって飲料水を供給するもの

一宮市の状況

専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の設置等及び立入の状況を、表 13に示す。専用水道設置施設は、自己水源を用い、規模が大きいことから、衛生管理状況の確認のため、年に一度、すべての施設に立入調査をしている。2024年度に1件廃止があり、定期立入を11件、廃止施設確認のための立入を1件実施した。また、貯水槽水道及び飲用井戸施設には、使用者等から異常の相談があった時に、現地状況を確認し、衛生指導を実施している。2024年度は飲用井戸施設で1件水質異常に関する相談があり、立入調査を実施した。

表 13 専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の件数・立入状況

種類	件数	前年度比較増減	立入調査件数	指導件数
専用水道	11	-1	12	0
貯水槽水道	1,320	41	0	0
簡易専用水道	362	5	0	0
小規模貯水槽水道	958	36	0	0
飲用井戸	425	4	1	1